

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第8号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第1条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育職給料表の適用範囲) 第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。 (1) 高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員 (2) 総合教育センターに勤務する所長、部長(企画総務部長を除く。)、 <u>室長</u> 、研修主事及び研修助手 (3)～(7) [略] 2 [略]	(教育職給料表の適用範囲) 第4条 給与条例に定める教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に適用する。 (1) 高等学校又は特別支援学校(以下「高等学校等」という。)に勤務する校長、 <u>副校長</u> 、 <u>教頭</u> 、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員 (2) 総合教育センターに勤務する所長、部長(企画総務部長を除く。)、研修主事及び研修助手 (3)～(7) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(産業教育手当に関する規則の一部改正)

第2条 産業教育手当に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給範囲) 第2条 条例第41条の2第1項の人事委員会規則で定める教頭、教諭、助教諭及び講師(常勤の職員、条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。))及び条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))に限る。)は、農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任し、かつ、次の各号のいずれかに該当しない者とする。 (1)・(2) [略]	(支給範囲) 第2条 条例第41条の2第1項の人事委員会規則で定める <u>副校長</u> 、 <u>教頭</u> 、 <u>指導教諭</u> 、教諭、助教諭及び講師(常勤の職員、条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。))及び条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))に限る。)は、農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任し、かつ、次の各号のいずれかに該当しない者とする。 (1)・(2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第3条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年岩手県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育職員)	(教育職員)

第2条 給与条例第40条の2第3項又は給与等条例第31条の2第3項に規定する教育職員は、校長（園長を含む。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。

第2条 給与条例第40条の2第3項又は給与等条例第31条の2第3項に規定する教育職員は、校長（園長を含む。）、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。